

**保安規定に規定すべき事項の確認表
(使用変更に伴う保安規定の変更)**

使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年10月3日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
【HTTR】核燃料物質の年間予定使用量等の変更による令第41条該当施設から令第41条非該当施設へ変更のための記載の削除	<p>① 職務及び組織 HTTRにおける核燃料物質の年間予定使用量等の変更により、令第41条非該当施設となったことから、HTTRに係る記載を保安規定第1編第5条の2、別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第11(1)、別図第1及び別図第2から削除する。</p>	保安規定第1編第5条の2、別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第11(1)、別図第1、別図第2(今回の変更箇所)
	<p>② 使用施設等の操作 HTTRにおける核燃料物質の年間予定使用量等の変更により、令第41条非該当施設となったことから、HTTRに係る記載を保安規定第8編第7条、第9条、第10条、第11条、第12条及び別表第5から削除する。</p>	保安規定第8編第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、別表第5(今回の変更箇所)
	<p>③ 管理区域及び周辺監視区域の設定等 HTTRにおける核燃料物質の年間予定使用量等の変更により、令第41条非該当施設となったことから、HTTRに係る記載を保安規定第2編第2条及び別図第1(その3)並びに保安規定第8編第23条、別図第1(その1)～(その7)から削除する。</p>	保安規定第2編第2条、別図第1(その3)、保安規定第8編第23条、別図第1(その1)～(その7)(今回の変更箇所)
	<p>④ 線量等の監視並びに汚染の除去 HTTRにおける核燃料物質の年間予定使用量等の変更により、令第41条非該当施設となったことから、HTTRに係る記載を保安規定第2編第32条並びに保安規定第8編第24条、第25条、別表第8、別表第9及び別表第10から削除する。</p>	保安規定第2編第32条、保安規定第8編第24条、第25条、別表第8、別表第9、別表第10(今回の変更箇所)
	<p>⑤ 排気・排水監視設備 HTTRにおける核燃料物質の年間予定使用量等の変更により、令第41条非該当施設となったことから、HTTRに係る記載を保安規定第3編別表第4から削除する。</p>	保安規定第3編別表第4(今回の変更箇所)
	<p>⑥ 放射線測定器の管理 HTTRにおける核燃料物質の年間予定使用量等の変更により、令第41条非該当施設となったことから、HTTRに係る記載を保安規定第2編第32条並びに保安規定第8編第24条、第25条、別表第8、別表第9及び別表第10から削除する。</p>	保安規定第2編第32条、保安規定第8編第24条、第25条、別表第8、別表第9、別表第10((今回の変更箇所)
	<p>⑦ 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等 HTTRにおける核燃料物質の年間予定使用量等の変更により、令第41条非該当施設となったことから、HTTRに係る記載を保安規定第8編第8条、第18条、第19条、別表第2及び別表第4から削除する。</p>	保安規定第8編第8条、第18条、第19条、別表第2、別表第4(今回の変更箇所)

使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年10月3日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	⑧ 放射性廃棄物の廃棄 HTTRにおける核燃料物質の年間予定使用量等の変更により、令第41条非該当施設となったことから、HTTRに係る記載を保安規定第3編第14条、第15条及び別表第4から削除する。	保安規定第3編第14条、第15条、別表第4(今回の変更箇所)
	⑨ 非常時の措置 HTTRにおける核燃料物質の年間予定使用量等の変更により、令第41条非該当施設となったことから、HTTRに係る記載を保安規定第8編第20条、第21条、第22条及び第22条の2から削除する。	保安規定第8編第20条、第21条、第22条、第22条の2(今回の変更箇所)
	⑩ 設計想定事象等に係る使用施設等の保全に関する措置	
	⑪ 記録及び報告 HTTRにおける核燃料物質の年間予定使用量等の変更により、令第41条非該当施設となったことから、HTTRに係る記載を保安規定第1編別表第11(1)から削除する。	保安規定第1編別表第11(1)(今回の変更箇所)
	⑫ 施設管理 HTTRにおける核燃料物質の年間予定使用量等の変更により、令第41条非該当施設となったことから、HTTRに係る記載を保安規定第8編第14条、第14条の2、第14条の3、第14条の4、第14条の5及び第15条から削除する。	保安規定第8編第14条、第14条の2、第14条の3、第14条の4、第14条の5、第15条(今回の変更箇所)
	⑬ その他保安に関する事項 HTTRにおける核燃料物質の年間予定使用量等の変更により、令第41条非該当施設となったことから、HTTRに係る記載を保安規定第8編第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第13条、第16条、第16条の2、第16条の3、第17条及び別表第1から削除する。	保安規定第8編第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第13条、第16条、第16条の2、第16条の3、第17条、別表第1(今回の変更箇所)
【HTTR】液体状放射性廃棄物(以下「液体廃棄物」という。)の一般排水溝への環境放出に関する記載の削除	①放射性廃棄物の廃棄 「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第11号の第4項に関して、大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設において液体廃棄物を一般排水溝へ環境放出する施設がなくなり、液体廃棄物の一般排水溝への環境へ放出する際の管理が必要なくなったため、放射性液体廃棄物の放出管理基準値、一般排水溝への放出の基準、濃度の測定等に関する記載を削除する。	保安規定第3編第3条の2、第4条、第5条、第6条、第9条、別表第5、別表第6、別表第7(今回の変更箇所)

使用施設等保安規定変更認可申請の変更の背景 (令和4年10月3日申請)	確認の観点及び妥当性 (保安規定に規定すべき事項)	保安規定の該当箇所 (保安規定の反映状況)
	<p>②記録及び報告</p> <p>「使用施設等における保安規定の審査基準(令和2年2月5日改正)」の使用規則第2条の12第1項第14号の第2項に関して、大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設において液体廃棄物を一般排水溝へ環境放出する施設がなくなり、液体廃棄物の一般排水溝への環境へ放出する際の管理が必要なくなったため、使用規則第2条の11に定める記録について、液体廃棄物の一般排水溝への環境放出に関する記載を第1編別表第11(1)から削除する。</p>	<p>保安規定第1編 別表第11(1)(今回の変更箇所)</p>
<p>放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関することについて追記する。</p>	<p>⑭ 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関することについて追記する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第5編 JMTRの管理 第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理 (放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第33条の追加 ・第6編 ホットラボの管理 第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理 (放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第25条の追加